

さみの苦しみを味わっている。

#### (4) 子どもへの影響

##### ア 被曝による影響

###### (ア) 被曝による身体的影響

被曝による身体的影響について、一般に、甲状腺機能低下、甲状腺癌を中心とした各種癌、白血病、染色体異常等の遺伝子変異、先天性疾患等の可能性が言われているところであるが、子どもは大人と比べて、放射線感受性が高く、放射線誘発性発がんに対する感受性も高いだけでなく、体重あたりの分時換気量が大人より多いので、大人より大量の放射性物質を吸引するために体内被曝を受けやすいといわれている（甲 80）。

このように、子どもは、被曝によって、大人よりも身体に大きな影響を受けることから、将来、甲状腺癌に罹患する等被曝による身体的影響が現れるおそれは大きい。

また、子どもは、大人と比べて、被曝による心理的ストレスにより、心の症状のみならず身体的症状も現れやすく、子どもの成長や発達の妨げになり得る。

###### (イ) 被曝による精神的影響

成長の過程にある子どもにとって、本件事故によって引き起こされた放射能による被曝等の環境汚染に曝露されることは、その後の精神的な成長、発達に極めて深刻な影響を及ぼす危険性があるといえる。

子どもは、本件事故による被曝のために、「いつか自分は癌に罹るのではないか」等、将来に亘って常に被曝による身体的影響のおそれを抱え続けて生きていかなければならないのであって、将来の健康状態に対する不安は特に大きい。

また、将来、産まれてくる自分たちの子どもに遺伝子変異、先天性疾患等の被曝による影響が現れることをおそれ、子どもが、将来、結婚、出産に消極的になってしまうこともあり得る。

###### (ウ) 被曝による差別・偏見

平成24年7月、公益財団法人日本生態系協会会長の池谷奉文氏が、福島第一原発事故の影響に関する講演において、「放射能雲が通った地域の人々は結婚しない方がいい。結婚して子どもを産むと奇形発生率が上がる」と発言したことが、差別発言として報道等で問題となっており（甲 81）、被曝したことがすでに差別・偏見の対象とされていることは明らかであるが、子どもたちは、将来、ずっとこのような差別・偏見と闘っていかなくてはならない。

#### (エ) 屋外活動の制限による影響

本件事故による被曝のおそれがあることから、子どもたちは外で遊んだり、屋外活動を自粛することが多くなった。再開した浪江小学校、中学校においても、屋外活動について、平成 23 年度は実施せず、平成 24 年度からも一日数時間を実施するのみである。

そのため、調査結果によれば、福島県の子どもの体力、運動能力は大きく低下している（甲 82）うえに、福島県の子どもは男女ともに 4 つの年齢区分において全国一肥満傾向が高くなっている（甲 83）。また、福島市の保育園では本件事故後に扁平足の園児が本件事故前の 2.5 倍に増えている（甲 84）等、子どもの身体に対し、深刻な影響を与えている。

そして、屋外活動の制限は、子どもに対し、これらの身体的な影響だけでなく、精神的な影響も与えている。実際に福島大学が福島市の子どもを対象に行った調査では、抑うつ状態の子どもが増加しているとの結果が出ている（甲 85）。

#### (オ) 検査対象

被曝によって、前述のとおり、将来、甲状腺癌に罹患したり、染色体に異常が現れる等のおそれがあることから、子どもたちは被曝量検査、甲状腺検査、染色体検査（甲 86）、全遺伝調査（甲 87）等の対象とされ、また積算線量の調査のためガラスバッジを常時身につけ、本件事故がなければ受ける必要性のなかった様々な検査等も受けなければならなくなってしまった。

#### イ 生活環境の変化による影響

子どもは身体的にも精神的にも未発達であり、生活全般を他者（学校や保護者等）に直接的に依存しているのであって、本件事故により自身を取り巻く生活環境が変化する状況下においては、健全な成長、発達及び精神面に重大な影響を受けやすいといえる。

#### (ア) 学校生活について

##### a 転校等を余儀なくされたこと

浪江町内の学校は、本件事故以来、全て休校扱いとなり、浪江町内の学校に通っていた（通う予定だった）児童・生徒は学校教育を受ける場を失ってしまった。そのため、浪江町の子どもは、本件事故のために、避難先の近くにある学校に転校したりすることによって、教育を受ける機会を確保せざるを得なかった。

前述のとおり、避難先については、複数の場所を転々とせざるを得なかったことから、子どもたちは短い期間に複数回学校を転校することを余儀なくされた。

高校生は、高校の再開時期や場所が不明確な中、他校への転入か、県内2か所から4カ所開設されるサテライト校かの選択を迫られた。中には、進学や保護者の仕事の関係の為に、サテライト高校をあきらめ、他校への転入を余儀なくされた子どももいる。

また、前述したとおり、浪江町内の学校のうち、浪江小学校、浪江中学校、浪江高等学校、浪江高等学校津島校については、再開するにあたり、それぞれ廃校舎を使用したり、他校の敷地内に移設することを余儀なくされている。

b 転校等による友達等との別れ

浪江町の子どもは、本件事故により全国各地に避難させられているため（甲 88）、本件事故前は同じ学校に通っていた友達や仲間、それまでお世話になっていた先生や恩師らと離れ離れになってしまい、容易に再会することができない状況に置かれてしまった。

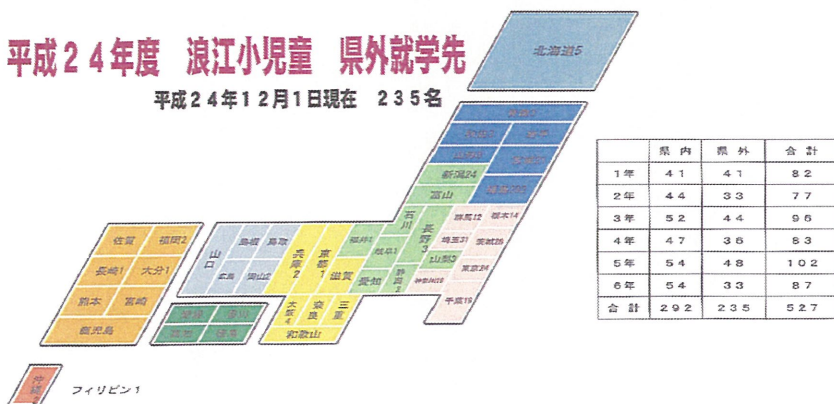
平成24年度 浪江小児童 県内就学先

平成24年12月1日現在 292名



平成24年度 浪江小児童 県外就学先

平成24年12月1日現在 235名



入学式や卒業式、修学旅行等、同じ学校の友達と一度しか経験できない行事や楽しい思い出を作ることができなくなってしまったことは、子どもにとっても保護者にとっても教員にとっても無念であり、子どもにとって、これまで一緒に時間を共に過ごしてきた友達等との別れは、何よりも辛く悲しい出来事である。

c 転校による差別・偏見

浪江町から避難した子どもは、大量の被曝をさせられたおそれがあることから、転校先の児童・生徒から差別・偏見の目で見られ、「放射能がうつる」と言われる等被曝を理由としたいじめの被害に遭った子どももいる(甲 89)。

本件事故がなければ、子どもが浪江町出身であることを理由として、差別・偏見の目で見られたり、いじめられるといった辛い目に遭わなくて済んだはずである。

d 転校等による環境の変化

子どもにとって、生活の中心である学校を転校することは、極めて大きな環境の変化であるところ、転校先での新しい環境に馴染むことができずに、不登校となってしまった子どもが多くいる(甲 90)。当然にその子を心配する保護者や祖父母等もあり、その家庭内の精神的苦痛は計り知れない。

また、本件事故前、浪江町内の学校に通っていた子どもは、ほとんどが浪江町内の自宅から通学していたのであって、通学時間も考慮された学区内の学校へ通っていた。しかし、本件事故後の避難場所については、経済的理由等から自由に選択できるものとは限らず、子どもの意思に関係なく避難場所から転校先・移設先の学校までの通学を強いられている状況のため、通学時間が著しく増加している子どもが多くおり、平成 23 年 12 月時点で、13 便、216 名がスクールバスで通学していた(甲 4、71)。特に、主要な避難場所である仮設住宅を建設するためには遊休状態の広い土地が必要であったことから、仮設住宅は公共交通機関が整備されていない立地であることが多く、また、二本松市内で再開した浪江小学校、浪江中学校は廃校舎を使用しており、もともと児童・生徒が少なくなってしまう地域にあるため、子どもの通学にはとても不便な立地である。



また、高校のサテライト校が統合されたことに伴い、親元を離れて寄宿舎となった旅館の一室で複数人の共同生活を強いられる子どもや、寄宿舎生活に不安のある場合等は、避難先から片道2時間以上をかけてバスを乗り継ぎ通学してくる子どももいた。

そして、浪江高等学校、浪江高等学校津島校については、二本松市内の他の高校の敷地内に建てられた仮設校舎を使用しているため、登下校時や校庭、体育館を使う際には他校の生徒に気を使わなければならなかったり、生徒数が少ないため他校の生徒から好奇の目で見られたりしている(甲4、71)。

e クラブ活動や部活動の制限

本件事故による被曝のおそれのため、子どもの屋外活動が制限され、また、子どもが不安感等から自主的に制限することにより、本件事故前まで行っていた屋外でのクラブ活動や部活動ができなくなりました(甲71)。

また、屋内での活動であっても、部員が減少したことから活動ができな

なくなってしまうたり、家庭の経済的理由から新たに用具等を揃えることができず、クラブ活動や部活動を続けることを断念した子どももいる(甲 4)。

子どもにとって、仲間と助け合い、時にはしのぎを削り合いながら、一つの目標や将来の夢に向かって活動していくクラブ活動や部活動は、他者との協調性を身につけることができる等、子どもの成長、発達のために重要な場であるが、本件事故によってそれが奪われてしまった。

f 物資の不足

本件事故により、多くの子どもたちは着の身着のまま避難することを余儀なくされ、自宅に戻ることも許されなかったことから、本件事故後しばらくの間、学校で使用する制服、教科書、筆記用具等がなく、不便な学校生活を強いられていた(甲 4)。なお、ランドセル等の愛着のある学用品を取りに行きたいという多くの声があったことから、ようやく、平成25年7月までに返却される見込みとなっている。

(イ) 家庭生活について

a 家族の崩壊

本件事故により、家族が別れて生活することを余儀なくされたため、子どもは、離れて暮らす保護者等から必要な躰や助言等を受けることが出来なかつたり、家族団欒の時間が失われたことによって、子どもの成長、発達にとって大切な家族内でのコミュニケーションの機会が奪われてしまった。

b 住環境の変化

浪江町の子どもは、本件事故前は、家族が先祖代々受け継いできた浪江町の広大な土地と自然のもとで暮らしてきたが、本件事故後は、体育館等の避難所や仮設住宅、借り上げ住宅等で生活することを余儀なくされている。

体育館等の避難所には個人はもとより家族だけのスペースさえもなく、仮設住宅や借り上げ住宅は家族だけのスペースではあるが、浪江町にある自宅よりも狭いことが多く、子どもが一人でいたい時に一人でいられる部屋やスペースがない状況である(甲 31、25～27)。

特に思春期等多感な年ごろの子どもにとっては、友達との電話内容を家族に聞かれてしまう等個人のプライバシーを守ることができず、また、見たくないもの聞きたくないものから逃げることができずに見聞きしなければならないという環境は、大変なストレスであり、子どもの健全な成長、

発達を阻害する原因にもなり得る（甲 71）。

c 家庭の経済的不安

本件事故によって生じた家庭の経済的不安によって、子どもが家庭の経済状況を慮って遠慮したりすることにより、本件事故前まで行っていた習い事、部活、趣味等をやめたり、本来は進学を希望していたにもかかわらず、親に経済的負担を掛けないように就職を希望したり、中には家庭の経済的困窮を目の当たりにして、自分の将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれてしまっている子どももいる。

d 家族の精神的苦痛

本件事故により、子どもの家族も多大な精神的苦痛を受けているところ、子どもは、大人（特に家族）の精神的苦痛やストレスを敏感に感じ取ることによって、不安や恐怖を感じたり、家族に気を使うことによって自分を表現できなくなってしまう危険性がある。

(5) 高齢者への影響、健康面への影響

ア 世帯破壊

先にも述べたように、浪江町では3世代同居程度は当たり前であり、自宅で家族の介護を受けながら生活している高齢者も多かった。しかし、震災により自宅から避難し、避難所、仮設住宅借上げ住宅に住まざるを得なくなり、そのような形での生活は不可能になった。そのため、介護が困難になった結果、高齢者は高齢であるにもかかわらず単独世帯での生活を余儀なくされるか、施設入所を余儀なくされるなどの状況となり、本来必要のなかった世帯破壊と、生活環境の変化を強いられることとなった（甲 38）。

イ 健康状態の悪化、認知症等の悪化

また、高齢者は仮設等での生活で、これまでの生活を破壊され、食環境等も大きく変わった結果、健康状態に著しい悪影響を受けている。

浪江町の高齢者は、これまでは、日中は畑仕事などをして体を動かし、古くからの近隣住民と交流し、食事は自分で耕作した野菜や米、また近所からもらった野菜などを調理し食べ、コミュニティの中で、また十分な自然に囲まれ生活をしてきた。

これまでは農作業等で体を動かしていたものが、仮設等の生活ではそのような生活も奪われた。また、これまでは近隣住民と密接に関わりながら生活していたものが、そのような関わり、交流も奪われてしまった。



すなわち、コミュニティを破壊され避難した結果、これまでの濃厚な人間関係も奪われ、日常の会話も減少し、交流関係も著しく狭いものとなった。

このように日常生活が著しく不活性化していった結果、高齢者の活力が奪われていった。このことが、高齢者の健康状態の悪化を招いている。

たとえば要介護認定者数の数をみると、要支援 1~2、要介護 1~3 の程度の認定数が顕著に増加している（甲 39）。

これは、これまで支援、介護の必要がなかった層、または必要はあってもその程度が軽微であった高齢者の健康面等に悪化が生じ、支援が必要になったことを示している。そしてこの状況は、今日に至るまで改善の様子はない（甲 40~42）。

また、浪江町では高齢者は隠居しつつ自立した生活を送っていたが、避難後は他の世代と一緒に生活になり、このこともストレスを生じさせている（避難生活では、介護者のストレスを発散させる場もない）。これまでは孫とも同居し関わっていたが、そのような関わりを奪われた高齢者も多い。また、同居者としては、高齢者を残して出かけるときには、避難先で地理が分からず行方不明になると困るので、出歩かないように鍵を締めざるをえない等のこともあり、このような積み重ねから共同生活が最終的に困難になり、高齢者が施設に入らざるを得なくなったという事例も見られている。このような高齢者は、避難生活がなければ、在宅生活が可能であったはずの高齢者である。

さらに、食生活については、これまでと異なり外食や食材を購入する事が増えたため（買うと高いからと、無理に節約している高齢者もいる。）、偏った食生活となり、それは健康状態にも影響を及ぼしている。

健康診断結果を震災前と比較すると、血圧では震災前に比べると、どの年代でも要指導、要医療が増えており、特に震災後の平成 23 年に、要医療者割合が高くなっている。平成 24 年は減少傾向となったが、特に 40 代~70 代の要医療者の割合が高くなっている。また中性脂肪についても、要指導者が増加している（なお、お酒や甘いもので数値が高くなると言われる。）。コレステロールも要指導者が増加している傾向がある。血糖も、どの年代に関しても要指導者の伸びが大きい傾向にある。

この結果からは、震災後の食生活等の変化で生活習慣病になる確率は高くなる被災者が多いのではないかと、また、震災の影響により眠れない等で血圧が高くなっている等の要因も十分に考えられる状況である。コレステロール、中性脂肪に関しては、たとえば①浪江町では野菜を作って食べていた人が多かった



が、避難後は、買ってきて食べる人が多いこと、また②ご飯を作る気力がわかず作らなくなった人が多いこと、③大勢の家族で暮らしていたときは、皆のためを思って作っていたが、一人二人の避難生活では作る気になれないという話も多いこと等の、避難生活の影響が現れ、油の摂取等が多くなり、そのことが血圧、中性脂肪のいろいろな面に影響を及ぼしているという見方も十分に可能である。また、畑仕事などをやらなくなったこと、近隣との交流がなくなったこと等による運動量の減少も、体重増加、BMI 等に表れているとも考えられる。

津島診療所の関根医師は、健康診断の結果を、以下のように分析している(甲14：なお、読みやすいように字句を修正し、また下線を付した部分あり)。

- 
- ・ 東日本大震災に引き続いて発生した東京電力第一原子力発電所の事故により、長期間の避難を余儀なくされている。これにより明らかに多くの町民の健康維持が困難になってきている。

- ・ まず、1 ページグラフは原発事故前 2010 年度と事故後避難の 2011 年度の外来医療費の単価の比較であるが、明らかに避難後の外来医療費の増加が見られ、特に腎尿路生殖器系の疾患が群を抜いている。

続いて、周産期に発生した病態、血液及び造血器の疾患が外来医療費増加の三大疾患で、他に眼及び付属器の疾患、筋骨格系及び結合組織の疾患、皮膚・皮下組織の疾患があげられる。

これらは全て過酷な避難生活によるものであると考えられる。

#### I 腎尿路生殖器系の疾患の内訳

- ① 人工透析患者：過酷な避難移動により定期的な透析を受けられなかったこと、また透析可能な病院に避難民透析患者が集中したため、一人一人の透析時間が十分とれなかったことにより状態が悪化し、その後の透析回数が増加、外来通院回数も増えたものと思われる
- ② 慢性腎不全患者：過酷な避難生活によるストレスや、十分な食事療法ができずに、症状が悪化したものと思われる。更なる症状悪化により人工透析に移行した患者さんも見られる。また、新たな同疾患の発症も見られる。
- ③ 前立腺肥大症・過活動性膀胱・神経因性膀胱：ストレス及び過酷な環境下での症状悪化と新たな発症。
- ④ 尿路感染症：劣悪な環境下で、入浴も出来ずに下着の交換も出来ない不衛生

な状態での発症が多く見られた。

## II 周産期に発生した病態の内訳

もっとも多く発症したのものとしては、切迫早産、切迫流産が考えられ、避難生活による肉体的疲労、精神的不安・ストレスが原因である。ほとんどの方は入院安静が必要になる。

## III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の傷害の内訳

多かったのは貧血、とくに鉄欠乏性貧血で、避難生活の過程の中で規則正しい食生活が出来ず、偏食が多かったためと思われ、家族と離ればなれで避難している独居高齢者に多く見られた。

## IV 眼及び付属器の疾患の内訳

専門分野でなく十分解析できないが、避難生活に入ってから外来通院されている患者さんの眼科への通院は急性結膜炎、急性眼瞼縁炎、アレルギー性結膜炎の発症、緑内障の悪化である。劣悪なる避難環境下で入浴が出来ないため、十分な衛生面の管理が出来ずに急性結膜炎、急性眼瞼縁炎の発症が見られ、急激な環境の変化でアレルギー性結膜炎の発症も多く見られた。また治療しなければならぬ緑内障の治療を避難移動のためや見知らぬ土地での眼科医院探しの手間などから継続できずに悪化した例も多く見られた。

## V 消化器系の疾患の内訳

避難生活に伴う肉体的疲労、ストレス等で慢性胃炎や逆流性食道炎の悪化、神経性胃炎や胃潰瘍の発症が見られた。

## VI 筋骨格系の疾患の内訳

避難所の劣悪なる環境のため、腰痛症、変形性膝関節症、頸肩腕症候群、肩関節周囲炎（四十肩、五十肩）が多く発症した。またこれらの持病を持っていた方々の症状悪化が見られた。

## VII 皮膚及び皮下組織の疾患の内訳

まだ寒い3月12日からの避難開始で体育館などに避難した方々の凍傷、皮膚乾燥による皮膚掻痒症、皮脂欠乏性湿疹、ストレスによるアトピー性皮膚炎の悪化や神経性皮膚炎、入浴できない環境下で着替えも出来ず頭部湿疹、脂質性皮膚炎、皮膚感染症が多く目立った。夏にはダニなどによる皮膚感染も見られた。また、劣悪な避難所での褥瘡発症があった。

- ・ 2 ページグラフは同じく原発事故前後の入院医療費の比較であるが、際だって増加しているのは、周産期に発生した病態、次いで循環器系の疾患、筋骨格系の疾患、皮膚疾患、腎尿路生殖器系の疾患の順である。

## I 周産期に発症した病態の内訳

避難生活による肉体的疲労、精神的不安・ストレスにより発症した切迫早産、

切迫流産で外来医療費の増加に伴い、殆どは引き続いて入院安静となったための増加である。

## II 循環器系の疾患の内訳

避難生活による肉体的疲労、精神的不安・ストレスなどにより慢性心不全、狭心症、心筋梗塞の既往、脳梗塞症の既往などの持病のある患者さんの症状悪化での入院、さらには新たにこれらの疾患の発症入院、またくも膜下出血・脳出血・脳梗塞症などの発症入院が見られた。

## III 筋骨格系の疾患の内訳

外来と同じく避難所の劣悪なる環境下での腰痛症、変形性膝関節症、頸肩腕症候群、肩関節周囲炎の持病のある方の悪化入院、またこれらの疾患の新たな発症入院である。

## IV 皮膚及び皮下組織の疾患の内訳

劣悪な環境下で入浴も出来ない状態での皮膚感染症の増悪での入院、また混合感染による膿疱疹では感染後糸球体腎炎も合併し入院となったものと思われる。さらには寝たきり状態の介護認定者の褥瘡の悪化による入院も見られた。

## V 腎尿路生殖器系の疾患の内訳

外来と同様、避難移動、その後の避難生活中に人工透析患者、慢性腎不全患者の急性悪化により入院となったと考えられる。また尿路感染症の悪化での入院も見られた。

- ・ 3 ページグラフ月別医療費・件数推移表及び 4 ページグラフ月別医療費・件数比較表であるが、医療費・件数共に原発事故後急激に上昇し、増加したまま推移し、また加齢による自然増加よりも著しい増加が見られるが、これも原発事故による過酷な避難生活が原因であることを裏付けており、外来・入院医療費が増加していることも当然ながらマッチしている。
- ・ 原発事故により避難を余儀なくされて 2 年となりました。相変わらず慢性疾患の持病を持っている患者の急性増悪が見られ、高齢者の認知症の発症と進行、同じく廃用症候群の発症・進行のため介護認定者が増加している。また高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の悪化や新たな発症、さらにメタボリック症候群の悪化や新たな発症も増加している現状である。

---

以上の通り、避難生活は、町民の健康状態に重大な影響を与えている。また、その影響はいまだ根深く残っており、症状がさらに悪化している町民も多数見られる。そのことが、客観的データに基づいたこの分析からも判明する。

この現状分析の内容は、各所各係で調査をしても、生活者・各支援者等の実感とも共通している。すなわち、高齢者の生活上の変化や町民の健康面から見ても、本件事故による爪痕は根深く、被害は回復の様子を見せていないのである（甲 40）。

## （6）家族の離散

### ア 居住環境の変化による離散

原発事故による避難後の住まいとしては、仮設住宅や借上げ住宅、公営住宅、公務員宿舎の割合が、約 8 割を占める（甲 49）。浪江町民の多くが、これまで居住していた家に比べて格段に狭い居宅での生活を余儀なくされている。世帯人数が多い家族は、一家族が一つの住居に入ることができないため、家族ばらばらでの生活を強いられているし（甲 29）、仮設住宅に空きがなく、家族を近くに呼び寄せることができなかったケースもある（甲 29）。また、住居が狭いことにより、遠方から家族が遊びに来て泊まるスペースがなく、近くのホテル等を予約するしかなく、家族団欒の時間が十分とれないといった支障も生じている（甲 29、93）。

### イ 就業条件の変化による離散

原発被害からの避難生活の中、浪江町民は、環境の変化や就業場所の喪失による就業難に悩まされた。震災発生当時、浪江町の有職者は 61.6%であったのに対し、平成 25 年 1 月現在、有職者は 38.1%にすぎない（甲 49）。また、就業先を見つけた町民であっても、その就業状況は決してよいものばかりではなく、父親が平日に別の場所に働きに出て週末のみ母子のもとに戻るいわゆる二重生活を強いられる家族も多い（甲 47、91）。父親がいない家庭では、子どもがさみしさから精神的に不安定になる場合もあり、子どもに対応する母親のストレスが増大するといった二次被害も生じている（甲 90）。

### ウ 通学状況の変化による離散

浪江町に所在していた小学校、中学校、高校は、原発事故後、避難先に仮設校舎を建てるなど各地に分散してしまったため、子ども達は、同避難後に仮設校舎等になった浪江町の学校に通い続けるのか、別の場所の学校に通い始めるのかといった選択を迫られることになった。そこで、子どもが希望の学校に通学するために、家族とは別の場所に寄宿をするケースも多くみられる（甲 4）。また、県外の学校に進学させるために、子どもと父母が県外に移り、祖父母と離れ離れに暮らすといったケースもある（甲 93）。

#### エ 介護による離散

家族内に介護が必要な高齢者がいる場合、他の家族が被曝からの避難や就業上あるいは通学上の理由により移転を希望しても、一緒に移動することができないことがある。そのような場合、要介護者一人を残し、あるいは、介護をする者が介護者のそばに残る一方で、その他の家族が別の場所に移転し、家族がばらばらに生活せざるを得ない状態になる。

#### オ 生活環境の変化による精神的対立

原発事故による生活環境の変化により、浪江町民1人1人に大きなストレスがかかり、苛立ちが増大し、家族内での不和に結びつくケースもある(甲4)。また、当面の移住先としてどこを選択するかについて、個々の就業状況や通学状況、その他の事情が異なることから、見解の対立が生じることも多い。さらに、被曝に対する考え方は個々人や世代によっても大きく異なり、将来浪江町に戻るかどうかという点をめぐって家族内で見解の相違が生じ、家族内不和につながることも多い(甲47、91)。

こうした家族内の不和、意見の対立は、家族の構成員一人一人に大きなストレスを生じさせる。

#### カ 小括

以上のように、浪江町の家族の多くは、居住環境、就業や通学、介護などの理由により、ばらばらに生活することを余儀なくされ、家族一人一人に大きな負荷がかけられた。いったん家族がばらばらに離れて生活を始めると、特に当初は、道路や電車といった交通事情が悪化していたほか、交通費負担も大きなものとなるため、離散した家族同士が十分な交流の機会を得ることは困難となることが多い。他方、家族が一緒に生活していたとしても、原発事故を原因として精神的な対立が生じ、家族内不和が生じたケースも散見される。

このように、原発事故を原因として、一つ屋根の下協力し合いながら生活をしてきた一つの家族が物理的にも精神的にもばらばらに引き裂かれることにより、家族離散が進むケースは後を絶たない。家族離散に直面した浪江町民の1人1人が、大きな精神的損害を被っている。

### (7) 地域コミュニティ破壊(甲94)

#### ア はじめに

本件原発事故は、前述したような個人レベルの損害のみならず、浪江町の地域コミュニティを引き裂き、破壊した。

そもそも、人間は、観念の世界では独立自存しているが、現実の人間は一定

の自然環境及び社会環境の中で、初めて生きて行くことができるものである。未来に希望がないような社会では、生きていることはできても、生きて行くことはできない。言葉を交わす人が誰もいないような環境では、空気を吸うことや食べることはできても、人間として生きて行くことはできない。人間は、自分の慣れ親しんでいる豊かな自然環境、そしてその場所にあって馴染んできた社会環境があつて、初めて希望を持って人間らしく生きて行くことができるのである。コミュニティというのは、このような現実的、具体的な自然環境及び社会環境のすべてを含めた地域社会の総体のことである。

従来の浪江町には、行政区、消防団、防犯協会、スポーツ団体、伝統文化団体、PTA等、様々な地域コミュニティが存在し、それぞれが浪江町の暮らしを良くしようと努力していた。町民はこれらの有形無形の地域コミュニティに属し、そのコミュニティにより見守られ、安心して充実した生活を送ることができていた。しかし、原発事故に伴う避難によって、この町のコミュニティ自体が崩壊し、見守られるべき町民は安心のよりどころを失ってしまった。このように、目に見えない充実感、安心感の喪失自体、取り返しのつかない、きわめて大きな損害である。

そして、申立人らがこれまで育み享受してきた浪江町の地域コミュニティ、すなわち、自然環境及び社会環境のすべてが破壊されたこと、人間のアイデンティティの原点である「ふるさと」が一方的に破壊されたことこそが、本件原発事故の特徴であり、かかる被害においても、申立人らの損害として考えられるべきものである。

#### イ 自然環境の破壊による損害

##### (ア) 自然環境そのものの破壊

浪江町は、自然の豊かな町であった。

浪江町の西側には阿武隈山系の津島五山をはじめいくつもの山々が連なり、山菜、きのこ狩り等の、季節ごとの自然の恵みを享受しながら生活していた。

町中でも緑が豊かで、大聖寺のアカガシ樹群、大堀の歯型のクリが福島県の文化財に登録され、また、丈六公園の桜や清水寺の三沢藤などが有名であった。

町の中心部には請戸川、高瀬川が流れており、アユ釣りや溪流釣りを楽しみ、請戸川沿いの請戸川リバーラインでは、春になると桜並木が壮観であった。

高瀬川溪谷は四季折々の姿を見せる風光明媚な場所で、観光のみならず、釣りや写真撮影にも人気があり、浪江町の子どもたちが遠足で訪れる場所でもあった。

請戸川が太平洋に注ぐ請戸漁港の南側には請戸海水浴場があり、美しい砂浜が続いていた。

しかし、この豊かな自然は、本件原発事故の人工的な放射線によって丸ごと害されてしまった。現在も放射線量がいまだ低減されない場所が多く(甲51)、50年経っても本件原発事故以前の状態には戻らないとさえ言われている。

申立人らは、本件原発事故以前のように、山できのこ狩りをしたり、川沿いを散歩したり、溪谷で釣りをしたり、砂浜で海水浴をしたりと、浪江町の自然を楽しむことができなくなってしまった。



現在の丈六公園：荒れ果てたまま、放置されている。  
(2013年5月11日撮影)



現在の請戸漁港周辺(同)

#### (イ) 自然環境に密着した営みの破壊

浪江町の農地面積は田 1570ha、畑 437ha、果樹園他 28ha の合計 2035ha であり、温暖な気候の中、米を中心に野菜や果実など多くの農作物が収穫できた。また、畜産も盛んだった。

請戸漁港は、ヒラメ、カレイ、白魚等の高級魚が主体で、水揚げ数量 2104 トン、漁獲高 8 億 4958 万円、「請戸活魚」として県外にも知られていた。白魚や小女子を加工して「浜のお土産」として販売していた。

請戸川ではサケの、高瀬川ではアユやヤマメなどの放流がなされ、浪江町の子どもたちも多く参加していた。ほかにも、野菜作りや花の世話、植木いじりを仕事や趣味にし、生きがいにしていた町民は多かった。

しかし、本件原発事故によって、浪江町の豊かな自然環境に密着した営みも



失われた。



現在の農地等風景（2013年5月11日撮影）

#### ウ 社会環境の破壊による損害

社会環境は、政治、文化、社会、経済などの諸機能によって構成される。そして、本件原発事故により、浪江町の地域コミュニティのかかる機能のほぼ全ては失われた。

#### (ア) 政治機能の破壊

浪江町は、本件原発事故以前は、人口約2万1000人で、49の行政区をもち、6つの小学校、3つの中学校、2つの高等学校を有していた。

しかし、浪江町の町民は、本件原発事故により、全国46都道府県に散り散りになり、行政区もばらばらの避難生活を余儀なくされている。浪江高等学校は平成23年5月にいわき市と二本松市に2か所のサテライト校が再開し、その後本宮市に統合され、浪江高校津島校は二本松市に再開した。浪江小学校、浪江中学校は、平成23年8月に開校したが、戻ってきた生徒数は先に述べたとおりであり、大幅に減少している（第2、3（4）イ）。

また、浪江町役場は、仮の役場として二本松市に二本松事務所を置いたが、全国に散らばっている申立人らにとっては、当然、適切な行政サービスを受けられる状態にない。

#### (イ) 文化機能の破壊

浪江町は、本件原発事故以前は、地域ごとに多くの伝統行事を催していた。

浪江町の赤字木ほか3地区では、毎年1月に集落内の家々を回り豊作を祈る「田植え踊り」という行事が行われていた。請戸地区では、豊漁・豊作や海上の安全を願って、毎年1月2日に「請戸漁港出初め式」が行われ、また若者たちが樽神輿を担いで2月の海に飛び込む「請戸の安波祭」が行われていた。町内の産業振興と経済の発展の目的で始まったと言われる「十日市」も毎年11月に行われており、また、毎年旧暦の1月8日に行われる「裸祭り」は、目抜き通りを駆け抜ける白装束姿の若衆に町民が杓子で冷水を浴びせ、一年間の無

火災を願うという風物詩となっていた。



安波祭：「モール双葉」HP

<http://www.newcs.futaba.fukushima.jp/02anba/2003/>



田植え踊り（広報なみえ表紙）



(「海と緑にふれあうまち なみえ (浪江町広報資料))

しかし、このような地域の伝統行事も、本件原発事故により危機に瀕している。

また、浪江町には、300年の伝統を誇り国の伝統工芸品にも指定されている大堀相馬焼と呼ばれる陶器の窯元が23箇所あったが、本件原発事故以降は町内の窯元はすべて閉鎖されている（現在は、二本松市の工業団地の一角に窯も設けるなどし、伝統の灯を絶やさないための努力を続けている状況である。）。

(ウ) スポーツ・交流機能の破壊

浪江町は、文化およびスポーツ事業にも力を入れていた。

毎年、町民の体力増進を目的としたスポーツ行事として、少年野球、少女ソフトボール大会や、ゲートボール大会等、年間47事業が開催され、年齢を問わず、多くの町民が汗を流し、親睦を深めていた。また、公民館事業として、青少年学級や一般学級等、浪江公民館においては9事業31教室が、津島公民館においては6事業17教室が開催され、多くの町民が生涯学習に勤しみ、親しんでいた。町民は、これらの事業やそれに付随するコミュニティに属し活動することで、充実した生活を送っており、町民同士はこれらを通じても親交を深め、強い結びつきを有していた(甲95)。

しかし、このような交流事業も、原発事故により大幅に規模を縮小して（スポーツ事業は5事業、公民館事業は1事業）開催せざるを得なくなり、全国に離散している町民の多くは参加することもかなわなくなった。

(エ) 社会機能の破壊

浪江町では、2万1000人の町民が家族や隣近所、行政区、学校、商店街など様々なつながりの中で生活してきた。

しかし、本件原発事故により、町民同士はもとより、家族でさえもばらばらにされてしまった。

一家の働き手は仕事を求めるが、避難地域周辺で仕事が見付かるとは限らない。父親が単身で、仕事を近くで生活し、週末だけ家族のいる仮設住宅に戻るという「二重生活」を強いられている家族も多い。避難生活や仮設住宅の事情により、大家族が核家族に、核家族が単身世帯へとばらばらになったところもある。世帯数の増加が家族の離散を物語っている。

また、早く浪江町に戻りたい高齢者と、子どものために戻ること躊躇する子育て世代との間で、将来の見通しについて意見対立が生じ、このことが家族の離散に拍車をかけている。

(オ) 経済機能の破壊

浪江町では、本件原発事故以前は、農業協同組合や漁業協同組合があり、商店や商工会や商店街があり、相互に経済的なつながりを持ち、町民の仕事や生活を支えていた。

しかし、本件原発事故により、浪江町の全町民が避難し、ばらばらに生活することになったため、相互の経済的なつながりは断ち切られてしまった。

そして、これらの経済的なつながりは、ある程度の規模であるからこそ意味があったのであって、今後、町民個人がぼつりぼつりと浪江町に戻って行ったとしても容易に再開できるものでもなく、以前のように仕事や生活を支え合えるものではない。

エ 公害事件における和解例との対比

本件のように地域コミュニティ全体が破壊されたものではないが、地域コミュニティの破壊が問題とされた公害事件は他にもある。

そして、そのような公害事件では、和解において、地域コミュニティの再生に対して配慮がなされている。

しかしながら、本件原発事故による損害の基準を定めた中間指針では、地域コミュニティの破壊やその再生に対する配慮がまったくなされていない。

その意味でも、浪江町の地域コミュニティのすべてが破壊されたことについても、申立人らの損害として考えられるべきである。

#### オ 小括

以上のとおり、浪江町の地域コミュニティは、本件原発事故により破壊されたのであり、この点につき、申立人らは、浪江町民として精神的被害を被っているのであるから、損害として当然に考慮されるべきである。

### 第3 結論

以上、詳述してきた内容を真摯に受け止めれば容易にわかることであるが、本件は、そもそも金銭で解決しきれない問題ではない。

申立人らは、相手方に対する根本的な要求としては、居場所である浪江町を返すことを求めている。また、居場所を奪い、またその後も被害者に対して誠実とは言えない対応を繰り返している相手方に対して、真摯な謝罪を求めている。

そしてそれとは別に、継続する精神的苦痛に対する定期金で慰謝料の支払いを求める。これはあくまでやむをえない選択肢であるが、一方で、このような理不尽かつ異常な被害を受けた者としては、正当な権利の行使である。

よって、申立人らは、本件申立を決意し、相手方に対し、

- 1 そもそもの出発点として、福島第1原子力発電所の事故により浪江町全域に高濃度の放射性物質を放出させ、申立人らの生活のみならず浪江町全体を崩壊させたことに対する法的責任を認め、申立人らに対し、真摯に謝罪することを求め、
- 2 申立人らが根本的に求めている居場所の回復として、浪江町全域を、平成23年3月11日以前の放射線量のレベルになるまで、最大限の努力をもって速やかに除染することも求め、
- 3 また、平成23年3月11日から浪江町において、平成23年3月11日以前の放射線量のレベルに至るまでの除染が達成されるまでの期間、その精神的損害の賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額25万円の支払いを求め、
- 4 さらに、本件申立に関して支出を余儀なくされた適切な弁護士費用および実費相当分の支払いも求めるものである。

以上